平成２９年（フ）第８１５号
横浜市青葉区大場町358番地19
債務者　廣瀬　　功
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２０号
横浜市南区真金町２丁目22番地13　ビッグヴァンステイツ横浜大通り公園404号
債務者　高橋　　勇
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２５号
横浜市港南区上永谷３丁目15番３号　上永谷コーポ101
債務者　正村　　勝
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１０１２７号
福島県郡山市方八町２丁目10番12号
破産者　日本興産株式会社
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１２８号
東京都港区赤坂２丁目17―67―1103
破産者　長谷川輝彦
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０９８号
埼玉県川越市むさし野28―１　アルファ１号館２―Ｅ
破産者　菊地　浩二
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２８９号
東京都荒川区東尾久３丁目11番５号
破産者　有限会社矢島工芸
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７１７号
東京都中野区白鷺１丁目12番３号
破産者　有限会社ゴー・ゴート
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７１８号
東京都中野区白鷺１丁目12―３
破産者　合谷木　賢
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１６０号
東京都千代田区麹町１丁目３番地
破産者　ＡＢＳ株式会社
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１６１号
千葉県船橋市藤原３丁目17―１―510
破産者　武藤　裕也
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６４７号
東京都板橋区東坂下１丁目６―10―901
破産者　鈴木　進二
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６９９号
東京都練馬区石神井町１丁目１―35―509
破産者　若林　里樹
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９６１号
東京都台東区谷中５丁目７―４―302
破産者　松林香奈子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３１２号
東京都世田谷区野毛２丁目26―10―103
破産者　佐藤　　寛
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８号
東京都品川区東品川１丁目29―25―501
破産者　笠島みどり
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０号
埼玉県草加市新里町1165―３
破産者　平井　大地
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２３号
東京都練馬区中村北１丁目15番13号
破産者　株式会社Ｐ．Ｍオーシャンスポーツ
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２４号
東京都中野区上鷺宮５―14―２、住民票上の住所東京都練馬区豊玉中２丁目22―９―311
破産者　須田　和男
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２号
東京都千代田区外神田５丁目４番６号
破産者　株式会社トップクォリティー
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部